

【書面揭示事項等について】

保管医療機関及び保険医療療養担当規則等について、厚生労働大臣が書面揭示することとされている事項について掲載しています。

「個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書」の発行について
当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、処方された薬剤の薬価や調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行いたします。尚、明細書には調剤したお薬の名称等、個人情報に関わる項目が多数記載されておりますので、その点をご理解いただきご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にて事前にお申し出ください。
公費負担等で窓口でのお支払いがない方についても明細書を無料で発行いたします。

調剤報酬点数表一覧

令和8年6月1日～

調剤基本料について	基本料2：田町 特調A：テルス弘前東 基本料1：左記以外の薬局
調剤基本料1	調剤基本料1の施設基準に適合する薬局です
調剤基本料2	調剤基本料2の施設基準に適合する薬局です
特別調剤基本料A	特別調剤基本料Aの施設基準に適合する薬局です
調剤管理料・服薬管理指導料について	
調剤管理料	患者様やご家族等から収集した当薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者様ごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。 必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。
服薬管理指導料	患者ごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。薬剤服用歴等を参照しつつ、服薬状況、服薬期間中の体調変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。 薬剤交付後においても必要に応じて指導等を実施しています。
服薬管理指導料【かかりつけ薬剤師の要件】	
服薬管理指導料注1	上記薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・保険薬剤師として3年以上の保険薬局勤務経験 ・週31時間以上の勤務 ・当該薬局に継続して6か月以上の在籍 ・研修認定薬剤師の取得 ・医療に係る地域活動の取り組みへの参画
かかりつけ薬剤師	・当該保険薬局に勤務する常勤保険薬剤師の在籍期間が平均して1年以上または管理薬剤師が当該保険薬局に継続して3年以上在籍 ・患者とのやりとりが他者に聞こえないようなパーティションや独立したカウンター等、患者のプライバシーに配慮している
<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ薬剤師フォローアップ加算 50点（3か月に1回） ・かかりつけ薬剤師訪問加算 230点（6か月に1回） 	患者様の「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用していただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで、使用している薬の情報を一元的・継続的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行います。

特定薬剤管理指導加算2について	堅田・板病前・きづくり・千富・勝田・県病前
特定薬剤管理指導加算2	上記薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・保険薬剤師の経験5年以上の薬剤師が勤務 ・患者のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制 ・麻薬小売業者免許の取得 ・医療機関が実施する化学療法に係る研修会への参加（年1回以上） 薬局では、抗がん剤注射による治療を行う患者様に対して、治療内容を把握し、処方医との連携のもと、副作用の確認等のフォローアップを行います。
連携強化加算について	堅田・藤崎・板病前・24・金木・きづくり・千富・勝田・県病前・なんぶ・田面木・田向
連携強化加算	上記薬局は以下の基準に適合し、第二種協定指定医療機関の指定を受けております。 また、オンライン服薬指導の実施要領に基づき通信環境の確保をしております。 要指導医薬品及び一般用医薬品並びに検査キット（体外診断用医薬品）を販売しております。 ・ 新型インフルエンザ等感染症の発生時における体制の整備について ①感染症の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施 （外部機関での研修・訓練に参加する場合を含む） ②個人防護具を備蓄 ③要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症にかかる体外診断用医薬品（検査キット）の提供、マスク等の感染症対応に、必要な衛生材料の提供ができる体制を、新型インフルエンザ等感染症の発生がないときから整備 ・ 災害の発生時における体制の整備について ①災害の発生時における医療の提供にあてっての研修・訓練の実施 （外部機関での研修・訓練に参加する場合を含む） ②自治体からの要請に応じて、避難所・救護所等における医薬品の供給または調剤所の設置に係る人材派遣等の協力を行う体制 ③地方公共団体や地域の薬剤師会等と協議の上で、当該保険薬局のみまたは当該保険薬局を含む近隣の保険薬局と連携して、夜間・休日等の開局時間外であっても調剤及び在宅業務対応体制
電子的調剤情報連携体制整備加算	全薬局
電子的調剤情報連携体制整備加算	薬局ではオンライン資格確認システムを通じて診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導を行う際に当該情報を閲覧し活用しています。マイナンバーカードの健康保険証利用を促進する等、質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。 電子処方箋管理サービスの重複投薬チェック機能を用いたり、電子カルテ共有サービスを活用できる体制を有しています。 薬局は以下の基準に適合する薬局です ・オンラインによる調剤報酬の請求 ・オンライン資格確認システムを通じて、診療情報・薬剤情報を取得し、調剤・服薬指導を行う際に当該情報を閲覧し活用できる体制 ・電子処方箋により調剤する体制 調剤結果を電子処方箋管理サービスに登録し、調剤に際しては、電子処方箋管理サービスの重複投薬等チェック機能を用いて確認することができる体制の整備 ・電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制 ・電子カルテ情報共有サービスにより診療時情報を活用する体制 ・3か月前のレセプト件数ベースのマイナ保険証利用率が30%以上であること ・医療DX推進体制に関する揭示（原則Webサイトにも掲載） ・サイバーセキュリティ確保のために必要な措置 ・マイナポータルでの医療情報等に基づき、健康管理に係る相談に応じる体制

バイオ後続品調剤体制加算	
バイオ後続品調剤体制加算	<p>薬局はバイオ医薬品の適切な保管及び患者への適切な説明が可能であり、バイオ後続品の調剤を行うにつき必要な体制が整備されています</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオ後続品の調剤を積極的に行っている旨の掲示（薬局の内側・外側） ・バイオ後続品の調剤を積極的に行っている旨の掲示（薬局の内側・外側） <p>※当該保険薬局において調剤実績のあるバイオ医薬品の成分数の60%以上であることが望ましい</p>
地域支援・医薬品供給対応体制加算 1	
地域支援・医薬品供給対応体制加算 1	<p>上記薬局は以下の基準に適合する薬局です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別調剤基本料Bを算定している保険薬局以外の保険薬局であること ・地域における医薬品の安定供給を確保するために必要な体制を有していること <p>ア) 医薬品の安定供給に向けた計画的な調達や在庫管理 イ) 直近1年間において、他の保険薬局等に医薬品を分譲した実績があること ウ) 医薬品の入手困難な場合は、当該医薬品の在庫を持つ保険薬局を探し、当該保険薬局に予め連絡確認した上で、他薬局を案内したり、処方医に照会する等適切に対応する エ) 重要供給確保医薬品のうち内用薬および外用薬であるものは1か月程度の備蓄に努める オ) 原則として、単品単価交渉の実施 カ) 卸売販売業者への頻回・休日夜間配送・急配に係る過度な依頼を慎む キ) 温度管理を要する医薬品や在庫調整を目的とした卸売販売業者への医薬品の返品は慎む ケ) 地域の保険医療機関や保険薬局、医療関係団体と連携し、取り扱う医薬品の品目についての情報共有や、事前の取り決めを行う</p>
地域支援・医薬品供給対応体制加算2～5	
地域支援体制加算 2, 3, 4, 5	<p>上記薬局は以下のうち、地域支援体制加算1・2の施設基準に適合する薬局です (体制基準) 体制基準の項目数や実績により、2～5に区分されます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十分な数の医薬品の備蓄、周知 1,200品目以上の医薬品の備蓄 ・他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通 ・医療材料・衛生材料の供給体制 ・麻薬小売業者の免許 ・当薬局で取り扱う医薬品に係る情報提供体制 ・調剤室の面積が16平方メートル以上確保されていること (令和8年6月以降に開設・改築・増築する場合にのみ適用) ・休日・夜間を含む薬局における調剤・相談応需体制 ・診療所・病院・訪問看護ステーション・保険医療・福祉サービス担当との連携体制 ・在宅患者に対する薬学的管理・指導の実績（薬局あたり年24回以上） ・在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書の様式の整備・掲示等 ・医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集 ・プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み ・副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備 ・かかりつけ薬剤師が服薬管理指導を行う旨の届出 ・管理薬剤師の実務経験（薬局経験5年以上、常勤、当該薬局在籍1年以上） ・薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備（研修計画・受講等）・学会発表等の推奨 ・患者のプライバシーに配慮・椅子に座った状態での服薬指導体制 ・要指導医薬品・一般用医薬品の販売（48薬効群）・緊急避妊薬の調剤又は販売に係る対応 ・健康相談・生活習慣に係る相談の実施 ・地域内禁煙・禁煙器具やタバコの販売の禁止 ・セルフメディケーション関連機器の設置（少なくとも3つ） ・薬事未承認の研究用試薬・検査サービスを提供していないこと

在宅患者訪問薬剤管理指導料（医療保険）居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費（介護保険）について 全薬局対応可											
在宅患者訪問薬剤管理指導料（医療保険） 居宅療養管理指導費及び 介護予防居宅療養管理指導費（介護保険）	<p>在宅にて療養中で通院が困難な場合、調剤後にご自宅を訪問し薬剤服薬指導及び、管理のお手伝いをさせていただくことができます。その際に算定します。なお、医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的と運営方針 <p>【事業の目的】</p> <p>要介護状態または要支援状態にあり、主治医等が交付した処方箋に基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、サカイ薬局・テルス薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。</p> <p>【運営の方針】</p> <p>①利用者の医師及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ②上記①の観点から、五町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接かかわる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供するサービス <p>【居宅療養管理指導サービス】</p> <p>①当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方箋に基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤師の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。 ②サービスのご提供にあたっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし、薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なくご相談ください。</p> <p>※居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導におけるサービスの提供および内容は同じです</p>	<p>居宅療養管理指導事業者運営規</p>									
在宅薬学総合体制加算について											
在宅薬学総合体制加算 1	<p>以下のうち、上記薬局は在宅薬学総合体制加算 1 の施設基準に適合する薬局です</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出 ・訪問薬剤管理指導の実績48回以上/年 ・緊急時等の開局時間外における在宅業務対応（在宅協力薬局との連携含む） ・在宅業務実施体制に係る地域への周知 ・在宅業務に関する研修（認知症・緩和医療・ターミナルケア）及び学会等への参加 ・医療材料・衛生材料の供給体制 ・麻薬小売業者免許の取得 ・服薬管理指導料の「注1」に規定する服薬管理指導を行う旨の届出 										
在宅薬学総合体制加算 2	<p>上記加算 1 の施設基準を全て満たすこと</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ア・イのいずれか</th> <th>個人宅の訪問薬剤指導実績</th> <th>訪問薬剤指導の実績のうち、個人宅の占める割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>240回以上</td> <td>2割以上</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>480回以上</td> <td>1割以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア・イまたはウの要件への適合</p> <p>ア) 訪問時の医療用麻薬に関する指導実績10回/年 イ) 無菌製剤処理加算の算定実績1回/年 ウ) 小児在宅患者に対する体制（在宅訪問薬剤管理指導等に係る小児特定加算及び乳幼児加算の算定回数合計6回以上/年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算で3名以上の保険薬剤師が勤務しており、開局時間中は原則2名以上の薬剤師が常駐 ・高度管理医療機器販売業の許可 	ア・イのいずれか	個人宅の訪問薬剤指導実績	訪問薬剤指導の実績のうち、個人宅の占める割合	ア	240回以上	2割以上	イ	480回以上	1割以上	
ア・イのいずれか	個人宅の訪問薬剤指導実績	訪問薬剤指導の実績のうち、個人宅の占める割合									
ア	240回以上	2割以上									
イ	480回以上	1割以上									

無菌製剤処理加算について		テルス弘前東・24・県病前に対応可
無菌製剤処理加算	薬局は2人以上の薬剤師（1名以上が常勤の保険薬剤師）が勤務し、無菌室、クリーンベンチ、または安全キャビネットを備え（他の施設と共同利用する場合を含む）、注射剤等の無菌的な調剤を行います。	
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算について		
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	薬局は麻薬小売業者の許可及び高度管理医療機器等の販売の許可を受けています。 医療用麻薬持続注射療法が行われている在宅患者に対して、注入ポンプによる麻薬の使用など、在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行います。	
在宅中心静脈栄養法加算について		
在宅中心静脈栄養法加算	薬局は麻薬小売業者の許可及び高度管理医療機器等の販売の許可を受けています。 在宅中心静脈栄養療法が行われている患者に対して、輸液セットを用いた中心静脈栄養法用輸液等の薬剤の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行います。	
時間外等加算（時間外・休日・深夜）について		※詳細については各薬局内の掲示をご確認ください
時間外等加算（時間外・休日・深夜）	<p>夜間時間・休日等で窓口において対応する場合、下記の時間帯で時間外等加算を算定します。</p> <p>時間外加算：おおむね8時前と18時以降の調剤応需 休日加算の対象となる休日以外の日を週休休業日とする薬局の休業日</p> <p>休日加算：日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日</p> <p>深夜加算：22時～翌6時までの調剤応需</p> <p>また、休日・夜間を含む開局時間外であっても、調剤及び在宅医療業務に対応できる体制を整えております。緊急を要する場合は、別途、ご案内する連絡先へお電話をお願いします。</p> <p>営業時間外の調剤につきましては、お時間がかかる場合があります。</p> <p>その際、時間外・休日・深夜加算が発生しますのでご了承ください。</p> <p>・時間外加算：基礎額の100％・休日加算：基礎額の140％・深夜加算：基礎額の200％</p>	
夜間・休日等加算について		※詳細については各薬局内の掲示をご確認ください
夜間・休日等加算	<p>薬局では、薬局において表示する開局時間内で、以下の時間帯に調剤応需した場合、夜間・休日等加算を処方箋受付1回につき40点加算しています。</p> <p>平日の19：00～ 土曜日13：00～ 日曜日・祝日・年末年始</p>	

【開局時間外連絡先について】

開局時間外の相談・緊急の問い合わせは、薬局の代表電話におかけください。

音声アナウンスにより、エリア内の時間外対応携帯電話の電話番号をご案内致します。

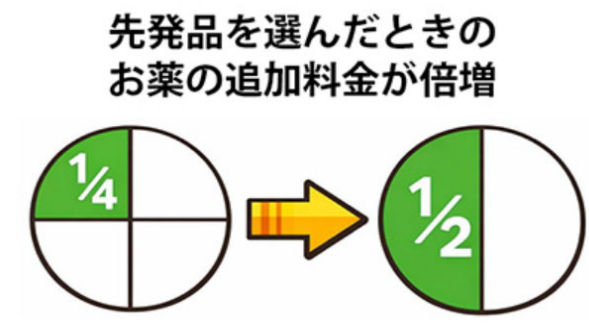
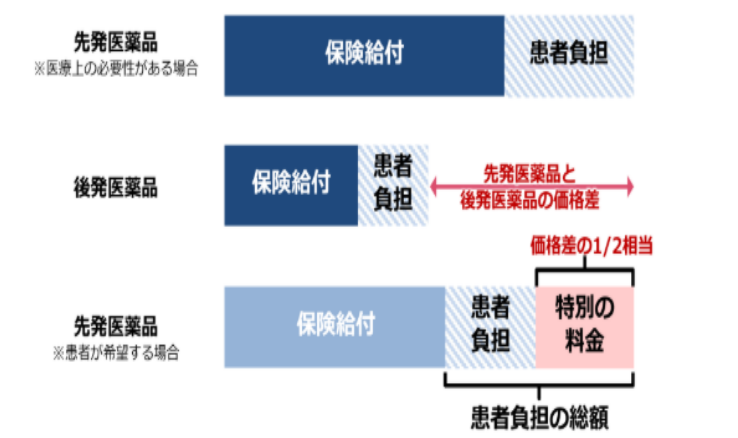
療養の給付と直接関係のないサービス等の取扱いについて	
当薬局では、療養の給付（健康保険から給付される医療費）と直接関係のない以下の項目においては実費負担をお願いしております。あらかじめご了承ください。	
追加で希望する薬剤の容器代	<p>軟膏容器：10g、20g、30g、50g→60円 カップ付シロップ容器：30ml、60ml、100ml→100円 投薬用スポイト→60円</p> <p>※ 1個あたりの税込価格となります</p>
患家や調剤した医薬品の持参料・郵送料	患者様の都合・希望に基づく医薬品の持参料・郵送料は原則として患者様負担になります。医師の指示があった場合には規定の調剤報酬点数表に従い算定致します
在宅医療の交通費	片道1kmにつき100円（要相談対応）
希望に基づく甘味剤等の添加	医師の指示があった場合に限り、甘味剤の添加を行います
希望に基づく1包化	医師の指示があった場合に限り、規定の調剤報酬点数表に従い算定致します
長期収載品の 選定療養費	<p>2026年6月1日より、長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）を希望される場合は、自己負担に加え「選定療養費」という特別の料金が発生します</p> <p>特別の料金：先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の1/2相当</p> <p>※先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合は、特別料金は発生しません。</p> <p>※ 詳細はホームページの「お知らせ」にも掲載しております</p>

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養

先発医薬品を希望した場合の自己負担の仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。**
- 特別の料金は、令和8年6月から、**先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当**です。
- この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。
 例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の2分の1である20円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



個人情報の取扱いについて～安心して薬局サービスを受けていただくために～

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報の取り扱いに関する基本方針に基づいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。また、当薬局における個人情報の利用目的は、次に挙げる事項です。

【個人情報の利用目的】

・当薬局における調剤サービスの提供

・医薬品を安全に利用していただくために必要な事項の把握

(副作用歴・既往歴・アレルギー・体質・併用薬・ご住所や緊急時の連絡先など)

・病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・介護サービス事業者等との必要な連携

・病院・診療所などからの照会への回答

・家族などへの薬に関する説明

・医療保険事務（審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答など）

・薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談または届出など

・調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

・当薬局内で行う症例研究

・当薬局内で行う薬学性への薬局事務実習

・外部監査機関への情報提供

個人情報保護に関する基本方針について

【基本方針】

当薬局は「個人情報保護法」及び厚生労働省の「ガイドライン」に従い、良質な薬局サービス提供のため、皆様の個人情報の適切な管理を徹底します。

【具体的な取組み】

当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

・個人情報管理のルールを定め、全従業員がこれを遵守するよう徹底します

・安全管理措置をし、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます

・定期的に個人情報の取扱い状況を確認し、問題があれば改善します

・個人情報を取得する際は、使用目的を明示し同意を得た上でのみ利用します。ただし本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合

個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。

・業務委託時には委託先が当薬局の方針を理解し、適切に個人情報を扱うよう監督します

・個人情報に関する相談体制を整え、迅速に対応します

【相談体制】

当薬局は、次の事項について本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します

・個人情報の利用目的に同意しがたい場合

・個人情報の開示・訂正・利用停止など（法令により応じられない場合を除く）

・個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、またはその可能性が疑われる場合

・その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

夜間・休日の医薬品提供体制における薬局リストについて

一般社団法人 青森県薬剤師会

www.aoyaku.or.jp

青森県における、夜間・休日の医薬品提供体制における薬局情報リストにも掲載されております

【外来対応に係る体制】

夜間・休日等に医師から処方箋が発行された場合等、緊急性の高い処方箋調剤等に対応することを念頭に地域の薬局の開局時間・時間外対応の状況を取りまとめたもの

【在宅対応に係る体制】

地域において在宅訪問（訪問薬剤管理指導/居宅療養管理指導）を行う薬局や在宅業務に係る薬局機能（医療用麻薬の取扱いや無菌製剤処理の可否等）を取りまとめたもの

【その他の薬局機能】

地域において、感染症対応を担う薬局やオンライン服薬指導の実施可否、一般用医薬品の取扱い状況等の薬局機能を取りめたもの